

坂井市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、坂井市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の財務及び会計処理に関し、必要な事項を定める。

(予算)

第2条 会議の予算は、坂井市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、地域公共交通計画の策定、変更及び実施に要する経費をもって歳出とする。

2 会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

3 会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、会議に諮るものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに会議に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるものの以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予算費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、坂井市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用または予備費の充用をしたときは、次回の会議の会議において報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 会議の出納は、会長が行う。

2 会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れることとする。

(会議出納員)

第7条 会長は、会議の庶務を処理する者のうちから会議出納員を命ずることができる。

2 会議出納員は、会長の命を受けて、会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 会議出納員は、次の各号に定める帳簿書類を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算及び決算書類

(2) 会計帳簿及び会計伝票

(3) 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）

(4) その他必要な書類

2 前項各号に定める帳簿書類の様式は、会長が別に定める。

(帳簿書類の保存)

第9条 前条に定める帳簿書類の保存期間は、当該会計年度の翌年度から5年とする。ただし、行政負担金を受けて実施する事業に係る前条に定める帳簿書類については、国又は地方公共団体が定める保存期間とする。

(会計伝票)

第10条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存される。

3 会計伝票は、作成者が押印した上で、会議出納員の承認印を受けなければならない。

(決算)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、会議の決算を調製し、会議の承認を得るものとする。

(監査)

第12条 会議に監事を1名置き、委員の中から会長が指名する。

2 会議の出納監査は、監事によって行う。

3 会長は、前条の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(会議が解散した場合の措置)

第13条 会議が解散した場合には、会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

○坂井市地域公共交通会議設置要綱

平成18年11月30日

告示第419号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスを実現するため、坂井市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定、変更及び実施に関すること。
- (2) 本市の公共交通政策の推進に関すること。
- (3) 本市の実情に応じた旅客輸送に関すること。
- (4) 旅客の利便の増進に関すること。
- (5) 市の運営有償運送に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 鉄道事業者の代表者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 学識経験者
- (7) 市職員
- (8) その他交通会議が必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会議には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

5 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 交通会議の庶務は、生活環境部公共交通対策課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、交通会議に関する必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月30日告示第80号）

この告示は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第104号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第140号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日告示第69号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日告示第129号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月1日告示第288号）

(施行期日)

1 この告示は、令和5年12月1日から施行する。

(坂井市地域公共交通活性化協議会設置要綱の廃止)

2 坂井市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成31年坂井市告示第72号）は、廃止する。